



## ひとり親家庭、生活保護世帯、非課税世帯の方を対象に、 ファミリー・サポート・センター利用料を助成します



ひとり親家庭等の保護者、または生活保護世帯、非課税世帯の保護者が、「ファミリー・サポート・センターくるめ」を利用された場合、利用料の一部を助成します。助成を受けるには、事前登録が必要です。

### 対象

久留米市にお住まいで、「ファミリー・サポート・センターくるめ」に「おねがい会員」または「どっちも会員」として登録しており、次のいずれかに該当する方

- ① ひとり親等であって、前年中（1月から7月は前々年中）の所得が下の表の合計所得額未満の方  
または、
- ② 生活保護世帯の方  
または、
- ③ 当該年度（4月から7月は前年度）の世帯の市町村民税が非課税の方

【表】（①ひとり親等の場合の所得制限基準額）

所得税法に規定する 扶養親族等の人数	合計所得額（円）	参考収入額（円） （給与収入のみの場合）
0人	4,582,500	6,403,999
1人	4,962,500	6,847,222
2人	5,342,500	7,269,444
3人	5,722,500	7,691,666
以降1人につき	38万加算	



### 助成額

利用料の2分の1（10円未満は切り捨て）

※1ヶ月あたり利用料金6万円（補助額3万円）が限度です。

※交通費などの実費や、キャンセル料は対象となりません。



### 登録方法

こども子育てサポートセンター（久留米市役所本庁舎16F）で利用料助成の登録を行います。必要な書類を持って、直接こども子育てサポートセンター窓口へお越しください。

申請する人によって、必要書類が異なりますので、ご注意ください。

★必要書類は、裏面をご覧ください。

## 申請に必要な書類

### 《共通書類》

1. ファミリー・サポート・センターくるめの会員証の写し
2. 申請者名義の預金通帳の写し

### 《申請する人によって必要な書類》

#### ① ひとり親等の方

1. 戸籍謄本
  2. 所得（課税・非課税）証明書（4～7月までに申請する場合は前年度分）
  3. 世帯全員の住民票
- ※1. から3. は児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証に代えることができます。  
※児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証がない場合でも、同意書の提出で2. 3. を省略できる場合があります。

#### ② 生活保護世帯の方

1. 生活保護受給証明書
  2. 世帯全員の住民票
- ※同意書の提出で2. を省略できます。

#### ③ 非課税世帯の方

1. 所得（課税・非課税）証明書（4～7月までに申請する場合は前年度分）
  2. 世帯全員の住民票
- ※同意書の提出で1. 2. を省略できる場合があります。

## その他

登録の決定をうけた月の利用料からが対象となります。

毎年、登録の更新が必要です。（登録有効期間は7月末まで）

お問い合わせ先：こども子育てサポートセンター TEL0942-30-9302 FAX0942-30-9718

### ファミリー・サポート・センターくるめて？

地域の中で、「子育てのお手伝いをしたい人」と「子育ての手助けをほしい人」が会員になって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティアです。

**対象：**生後3ヶ月から小学6年生

**援助できる内容：**学童・保育園までの送迎、就職活動や通院時、リフレッシュの際の一時預かりなど

**利用時間と料金：**子ども1人につき、1時間あたり

	7:00	9:00	18:00	21:00
月～土曜日	1時間 800円		1時間 600円	1時間 800円
日・祭日			1時間 800円	

※子ども二人目からは半額



お問い合わせ先：ファミリー・サポート・センターくるめ

TEL0942-37-8888 FAX0942-37-8822